

審査ニュース 171号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、「一包化加算」の査定、原審事例についてご紹介します。レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。キチンと調剤し、請求したつもりが保険者、審査から疑義が生じた事例を紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- ・一包化加算の各種事例について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

I.算定要件の勘違いによる審査事例について

〈処方〉1 一包化加算算定要件の勘違いによる疑義事例

- | | | |
|---|--|--------------------------|
| ① | サワシリンカプセル250 250m
クラリス錠200
タケキャブ
【内服】 1日2回 朝夕食後 (一包化) | 6カプセル
2錠
2錠
7日分 |
| ② | アムロジンOD錠5m
【内服】 1日1回 朝食後 | 1錠
28日分 |

〈再審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9・4	9・4	サワシリンカプセル250 250mg クラリス錠200 200 タケキャブ錠20 【内服】 1日2回朝夕食後	6カプセル 2錠 2錠	72	7	35	504	包32
2	1	9・4	9・4	アムロジンOD錠5 【内服】 1日1回朝食後	1錠	5	28	81	140	
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義】
一包化加算の算定記載「包」が、Rp
②の処方に記載がないのですが、朝食後
服用が重なっている為、一包化の要件を
満たさないのではないのでしょうか？



〈審査結果〉※査定処理

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9・4	9・4	サワシリンカプセル250 250mg クラリス錠200 200 タケキャブ錠20 【内服】 1日2回朝夕食後	6カプセル 2錠 2錠	72	7	35	504	包32
2	1	9・4	9・4	アムロジンOD錠5 【内服】 1日1回朝食後	1錠	5	28	81	140	
摘要										

一包化加算の算定要件は、複数の剤の重なりがある場合と1剤3種類以上の場合です。
この事例では、上記要件どちらも7日分のみ満たしますので、1週間分の一包化加算32点が算定可能です。しかしながら、剤が重なる場合は、原則すべて一包化となっています。上記では、Rp①②共に朝食後が重なっており、Rp②に「包」の記載がなかったため、記載漏れによる返戻又は査定の対象となります。・・・算定要件不備の為
Rp①②の一包化を行った場合は、Rp②加算料の項目にも「包」の記載をお願いします。もし、Rp①のみ一包化で一包化加算を算定する場合は、Rp②アムロジンOD錠の一包化しなかった正当な理由をレセプト備考欄に記載下さい。

I.算定要件の勘違いによる査定・返戻事例について

〈処方〉1 一包化加算算定要件の勘違いによる疑義事例

①	サワシリンカプセル250 250m クラリス錠200 タケキャブ 【内服】 1日2回	6カプセル 2錠 2錠 7日分
②	ガスターD錠20m 【内服】 1日2回 Rp①の後に、②を服用	2錠 21日分
③	アムロジンOD錠5m 【内服】 1日1回	1錠 28日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9・4	9・4	サワシリンカプセル250 250mg クラリス錠200 200 タケキャブ錠20 【内服】 1日2回朝夕食後	6カプセル 2錠 2錠	72	7	81	504	包128
2	1	9・4	9・4	ガスターD錠20mg 【内服】 1日2回朝夕食後	2錠	9	21	0	189	包
3	1	9・4	9・4	アムロジンOD錠5 【内服】 1日1回朝食後	1錠	5	28	81	140	包
摘要										



一包化加算の算定要件は、複数の剤の重なりがある場合と1剤3種類以上の場合です。

原則として、調剤料と一包化加算に疑義があることから返戻対象となります。

ただし、審査員の判断によりレセプトを提出した薬局に対する電話照会等により、疑義が解消されれば原審とします。

上記のような審査に疑義が生じる場合は、摘要欄等に、「Rp①服用後、Rp②を服用」等記載頂ければ、審査員が理解しやすく、査定・返戻対象とならないものと思われまます。

〈疑義とならないケース〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	9・4	9・4	サワシリンカプセル250 250mg クラリス錠200 200 タケキャブ錠20 【内服】 1日2回朝夕食後	6カプセル 2錠 2錠	72	7	81	504	包128
2	1	9・4	9・4	ガスターD錠20mg 【内服】 1日2回朝夕食後	2錠	9	21	0	189	包
3	1	9・4	9・4	アムロジンOD錠5 【内服】 1日1回朝食後	1錠	5	28	81	140	包
摘要	Rp①のピロリ除菌終了後、Rp②を服用する旨、医師の指示あり									

審査ニュース

I.算定要件の勘違いによる査定・原審事例について

〈処方〉 1 一包化加算算定要件の勘違いによる疑義事例

①	ラシックス錠20m	1錠
	【内服】 1日1回 朝食後	28日分
②	ガスターD錠20m	2錠
	【内服】 1日2回 朝夕食後	28日分
③	アモバン錠7.5m	1錠
	キプレス錠1	1錠
	プルゼニド錠12mg	1錠
	【内服】 1日1回 寝る前 (一包化)	28日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	9・4	9・4	ラシックス錠20 【内服】 1日1回 朝食後	1錠 1	28	81	28	
2	1	9・4	9・4	ガスターD錠20mg 【内服】 1日2回 朝夕食後	2錠 9	28	81	252	
3	1	9・4	9・4	アモバン錠7.5 キプレス錠10 プルゼニド錠12mg 【内服】 1日1回 寝る前	1錠 1錠 1錠 25	28	81	700	包128
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義】
寝る前のみ一包化されている様ですが、朝・夕分については、一包化されていない様です。一包化加算の算定要件は満たしているのでしょうか？



【再審査の結果】<原審>

一包化加算の算定要件は、「複数の剤の重なりがある場合」と「1剤3種類以上」の場合です。この事例では寝る前に3種類の薬剤が処方されており、これで算定要件を満たします。またRp1と2で剤の重なりがあり、こちらで一包化加算をとっても算定要件を満たします。どちらでとっても構わないため、原審扱いとなりました。

調剤報酬点数表関係

< 一包化加算についてのQ & A (抜粋) >

(問1) 処方された薬剤を一包化する際に、吸湿性が強い等の理由で直接の被包 (PTPシート) から取り出すことができない薬剤をPTPシートで交付するなど一包化とは別にした場合であっても、その薬剤を除いて一包化した部分が算定要件を満たしていれば一包化加算を算定できるか。

(答) 算定して差し支えない。この場合、一包化をしなかった薬剤及びその理由を調剤録等に記録しておくことが望ましい。

(問2) 一包化加算の算定に当たっては、同一銘柄の同一剤形で規格のみが異なる薬剤が同時に調剤された場合 (例えば0.5mg錠と1mg錠) は1種類として取り扱うことでよいか。

(答) 貴見のとおり。

< 支払基金の「突合点検」結果について >

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容		投与 日数	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
ゾビラックス軟膏	5g		ゾビラックス眼軟膏3%	5g		医薬品の誤入力	査定	A
インタール吸入液	30瓶		インタール点眼液2%	30瓶		医薬品の誤入力	査定	A
ジメチコン錠	3錠		シメチジン錠200mg「JG」	3錠		医薬品の誤入力	査定	A
クレナフィン爪外用液10%	4ml		クレナフィン爪外用液10%	4g		単位の誤入力	3.56gへ査定	C
			ザジテン点眼液0.05%	1 瓶		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			キュプレスチュアブル錠5mg	1 錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ユニフィルLA錠	1 錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			シングレア錠10mg	1 錠				
			アドエア250ディスカス28吸入用	1キット				
ラベキアパック400	1シート		ラベキアパック400	2シート		用量入力誤り	1 シートに査定	B
グラクチブ錠50mg	2 錠		グラクチブ錠50mg	3 錠		用量入力誤り	2 錠 に査定	B
モーラステープ20mg	35枚		モーラステープ20mg	350枚		用量入力誤り	35枚 に査定	B

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他